東京私教連から歓びの情報が飛び込んできました。東京都の 2020 年度予算概算要求が 本日発表されました。その中で私学部の概算要求における特別奨学金補助(東京都では独自 に授業料減免補助のこと)予算が、前年比4億円増で要求されていることが判明しました。 国の就学支援金 2020 年度拡充にあたり、東京私教連の試算では 74 億円が国からカバー される事になるのですが、その分の減額はなく、2019 年予算比で 4 億円の増額です。全 国の一番手としてネコババせずの先例ができました。大いに歓ぶべき事です。

東京都は2018 年度私立高校授業料平均額が452,476 円で年収760 万円未満世帯ま で国の就学支援金と合わせて 456,000 円までの補助が実現しています。このうちの年収 590 万円未満世帯までの 40 万円分までが国からの補助となり、その分の合計額が東京私 教連の試算によると74億円です。これに、4億円増となると独自制度の特別奨学金補助予 算に新たに78億円が当てられるという試算になります。この制度拡充がどのような内容で 検討されているかについては、近く開かれるヒアリングで確認していくそうです。

8月以降東京では、都議会議員との懇談を展開しました。 それを契機に 9 月の都議会にお いて「国の就学支援金拡充に伴って、都の特別奨学金補助をどうしていくのか、拡充すべき」 の線で複数の会派の議員が質問しました。これに対して小池都知事は「拡充の方向で考えて いる」と答弁。このことは、今回の概算要求の大きな力になっています。

この朗報を力に全国で自治体当局へ「ネコババするな」「制度拡充を」 の声を持って迫り、自治体制度の拡充を実現させましょう!!

右は、兵庫から送られてきたニュースです。11月2日の私学助成制度学習会の様子を 記しています。近畿ブロック京都私学助成をすすめる会の三宅代表、鈴木事務局長を招い て、制度面、運動面について学習をしました。このあと三の宮の繁華街へ参加者で繰り出 し、街頭署名に取り組みました。

2019年11月6日

AX NEWS

₹650-0011

神戸市中央区下山手通7丁目11-16 協英ビル205号 兵庫県私立学校教職員組合連合(兵庫私教連) Tel 078-341-3904 Fax 078-371-4934 E-mail h-skr@bfletsm.bforth.com

「国の就学支援拡充にともなう」共機制参加が 県の授業料軽減補助制度を考えるつどい」



↑鈴木澗氏

11月2日(土)、「国の就学支援拡充にといなう県の授業料軽減補 助制度を考えるつどい」が行われました。京都から三宅紀子氏(全国 父母懇・私学助成をすすめる会連絡会保護者代表)と鈴木潤氏(京 都私学助成をすすめる会事務局長)を招いて、私学助成制度拡充 への学習をし、兵庫県私学助成運動推進会議からの行動提起のも と、1 か月後にひかえた署名提出に向けて、昨年より一筆でも多く署 名を集めようと意思統一を行いました。

当日は多くの学園で文化祭やオープンスクール等の学園行事が 行われていたにもかかわらず、6学園+すすめる会で計33名(うち生 徒7名・保護者10名)が参加しました。



2020年 就学支援金拡充 授業料への振替で 保護者負担が軽減される?!

全国私学助成をすすめる会では、国拡充分がすべての私立高校生に届くように、施設設備費等その他の学納金 を授業料へ振替えることを、各学園へ求め、各自治体へも誘導策を求める取り組みを全国ですすめています。

香川では、県の私学校長会で、県内全私学での振替えが合意された模様という情報も入ってきています。この 12 学園が加わると、すすめる会がキャッチできている範囲で 16 県 81 学園となります。

福島でも私中高協会で自県私学が授業料を低く抑えていることを挙げて、授業料の振替を県内私学に呼びかけて います。これにより福島でも振替え学園数が増加していることが予想されます。

(No.12 2019年10月31日(木)付けの私学助成署名推進ニュースより引用)

兵庫では、2019年度の平均授業料406,400円より低い学園は、36学園もあります。20年度の拡充が平均 授業料まで補助されるとすると、授業料を上限まで上げた方が保護者負担が軽減されます。

例えば 2019 年度の A 学園を見ると、授業料 372.000 円とその他、46.800 円で 418.800 円の学費となって います。19 年度の軽減制度の下では、世帯年収 590 万円未満は265,200 円まで補助対象となりますが、 46,800 円は対象外となり、授業料の差額と合わせると 153,600 円の負担となります。

ところが、20年度の拡充では、世帯年収590万円未満までは平均授業料相当分 を手当てするものなので、その他 46,800 円を授業料に振替えて学費=授業料とし て 418.800 円にしたら、406.400 円まで補助対象となるので、12.400 円の負担で 済みます。

A 学園では、その他経費を授業料に振替えることにより、世帯年収 590 万円 未満の保護者負担は、153,600円から12,400円の負担で済む見通しです。 1/10 以下になる。

各学園で20年度の拡充に合わせた授業料の見直しが必要となっています。 学園と教職員共同でこの問題に取り組むことをお願いします。

